

# 令和7年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和7年6月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第6回農業委員会を招集した。

## 2. 出席委員

### 【農業委員17名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦(欠席)	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 林 憲昭(欠席)	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

### 【農地利用最適化推進委員13名】

20番 唐川 富雄	21番 高良 悟	24番 井上 美津子
25番 大内田豊年	26番 安陪 廣重	27番 松岡 光夫
31番 鬼塚 清明	32番 岩下 豊	33番 熊谷 明美
34番 篠原 新二	35番 平井 豊子	36番 石井 仁美
38番 矢野 一彦		

(※21番・27番・31番は、代表推進委員。)

## 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積等促進計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農用地利用集積等促進計画(特例事業関係)について
- ・議案第 3号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	中 村 敬一郎
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

## 7. 本会議に出席した他課の職員

農農業振興課 農地管理係 森 田 誠 市

( 開会 14時03分 )

## 8. 議 事

議 長 ただ今より、令和7年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員17名、農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）13名であります。  
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
議事録署名人に6番大坪委員、7番大隅委員を指名いたします。よろしくお願ひします。  
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

4ページまで19件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から19番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

5ページをお開きください。

次に議案第1号「農用地利用集積等促進計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務  
局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (森田) 挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 (森田) 詳細について説明

利用権設定申出件数が46件、設定面積は、169,995.00㎡となっています。6ペ  
ージをお開き下さい。地区毎の利用権設定年数毎の明細表となります。10年が約半数を占  
めており、次に5年、1年、3年の順で契約が行われています。ご審議方よろしくお願ひし  
ます。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

7ページをお開きください。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画（特例事業関係）について」を議題とし、事  
務局の説明を求めます。

- 事務局挙手  
事務局。  
（岩切）議案朗読をもって説明。
- 議 長  
事務局  
審議番号1番から6番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号1番から6番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
- 議 長  
事務局の説明は終わりました。審議番号1番から6番を一括とし、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長  
全委員  
議 長  
なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手  
賛成多数と認め、議案第2号は承認とし、市長へ通知いたします。9ページをお開きください。  
次に、議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局挙手  
事務局。  
（岩切）議案朗読をもって説明
- 議 長  
事務局  
審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。
- 議 長  
事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の7番大隅委員、27番松岡委員を指名いたします。  
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手  
事務局。  
（岩切）審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。
- 議 長  
事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の4番信國委員、35番平井委員を指名いたします。審議番号1番と2番を一括とし、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長  
全委員  
議 長  
なければ、審議番号1番と2番について、賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手  
賛成多数と認め、議案第3号は可決致しました。10ページをお開き下さい。次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手  
事務局。  
（渡辺）朗読をもって説明  
ご審議方よろしく願います。
- 議 長  
事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番信國委員。  
4番挙手  
4番信國委員。  
（信國委員）審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については記載のとおりです。譲渡人は後継者がいないため、譲受人は相手方の要望によるもの

です。譲受人は、農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。  
推進委員より補足説明はございませんか。  
35番挙手

議長 35番平井委員  
35番 (平井委員) ほとんどが畑の状態です。  
議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。  
次に、審議番号2番について担当委員の説明を求めます。4番信國委員。  
4番挙手

議長 4番信國委員。  
4番 (信國委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。  
譲渡人は、遠方であり規模縮小で譲受人に売買するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。  
推進委員より補足説明はございませんか。  
35番挙手

議長 35番平井委員  
35番 (平井委員) この譲渡人は、あっせんでも売渡の申出を出してある方です。  
議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。  
次に、審議番号3番について担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。  
7番挙手

議長 7番大隅委員。  
7番 (大隅委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。  
譲受人の農地の横に今回申請の三角の農地があり、双方に不便であるため、譲受人に売買するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。  
推進委員より補足説明はございませんか。  
27番挙手

議長 27番松岡委員  
27番 (松岡委員) ありません。  
議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番について担当委員の説明を求めます。14番山内委員。  
14番挙手
- 議 長 14番山内委員。  
14番 (山内委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。  
権利移転の理由として、譲渡人は仕事が忙しく売買に応じたそうです。譲受人は会社役員ですが元々農家の出身で朝倉市に住宅を新築した際に隣にこの農地があったので、老後の楽しみで新規就農による自家栽培をしたいということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
17番挙手
- 議 長 17番畑委員。  
17番 (畑委員) この新規就農の方は、何を作られるのですか。  
14番挙手
- 議 長 14番山内委員。  
14番 (山内委員) 作物は自家用野菜でナスやトマト、きゅうりなどを作るそうです。  
議 長 他に質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について担当委員の説明を求めます。8番田子森委員。  
8番挙手
- 議 長 8番田子森委員。  
8番 (田子森委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は貸していた農地が戻ってきたが規模縮小したいということです。譲受人は新規就農者で自宅から近い農地を探していたら紹介でこの農地を購入することにしたそうです。農業経験は家の手伝いを長年やってきたそうです。5種類ほどの野菜を作るそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
推進委員より補足説明はございませんか。  
20番 (唐川委員) ありません。  
議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
次に、審議番号6番について担当委員の説明を求めます。8番田子森委員。  
8番挙手
- 議 長 8番田子森委員。  
8番 (田子森委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は3人の所有農地であるが高齢で管理ができな

いため売りたいということでした。譲受人は新規就農者で家と共に付随した農地を購入するものです。農業経験はありませんが、季節野菜を作っていくそうです。後にはブルーベリーや柑橘類を植えていきたいそうです。遠方の方ですので荒れないように管理していくそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。  
推進委員より補足説明はございませんか。

20番  
議長

(唐川委員) ありません。  
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長  
全委員  
議長

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手  
賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次の審議番号7番は、私が関係し、審議番号8番については、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代します。

副会長

議長を交代しました。  
次の審議番号7番は、申請人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、19番樋口委員が関係しますので、審議が終わるまで19番樋口委員は退室をお願いします。  
( 19番 樋口委員 退室 )

次に、審議番号7番について担当推進委員の説明を求めます。34番篠原委員。  
34番挙手

副会長  
34番

34番篠原委員。  
(篠原委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。先程の第2号議案の特例事業の農地の残りの分です。譲受人が長年作ってあって、作ってもらうだけでありがたいので贈与するものです。譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願いいたします。

副会長

担当推進委員の説明は終わりました。  
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長  
全委員  
副会長

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手  
賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。  
審議が終わりましたので、19番樋口委員の入室をお願いします。  
( 19番 樋口委員 入室 )

副会長

次に、審議番号8番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。  
19番挙手

副会長  
19番

19番樋口委員。  
(樋口委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。先程の第2号議案の特例事業の農地の残りの分を贈与するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願いいたします。

副会長

担当委員の説明は終わりました。  
推進委員より補足説明はございませんか。  
34番挙手

副会長  
34番

34番篠原委員。  
(篠原委員) 譲渡人は離農です。譲受人にはシイタケを作ってはどうかと助言しています。ほかに審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副会長  
全委員  
副会長  
議 長
- なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手  
賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。  
議長を樋口会長と交代します。  
議長を交代しました。
- 次に、審議番号9番について担当委員の説明を求めます。15番田中委員。  
15番挙手
- 議 長  
15番
- 15番田中委員。  
(田中委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、長期間貸していたがその方も耕作できないということで、たまたまその隣の農地で耕作してある譲受人に売買することになったものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長
- 担当委員の説明は終わりました。  
推進委員より補足説明はございませんか。
- 25番
- (大内田委員) 譲受人は規模拡大のために果樹園をしたいということでした。認定農業者でもあるので問題ないと思います。
- 議 長
- 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長  
全委員  
議 長
- なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手  
賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。  
次に、審議番号10番について担当委員の説明を求めます。担当委員の13番林委員が欠席ですので、32番岩下委員に説明を求めます。  
32番挙手
- 議 長  
32番
- 32番岩下委員。  
(岩下委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、現在、農業法人で修行しているそうです。譲渡人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長
- 担当推進委員の説明は終わりました。  
審議番号10番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長  
全委員  
議 長
- なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手  
賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。  
次に、審議番号11番について担当推進委員の説明を求めます。32番岩下委員。  
32番挙手
- 議 長  
32番
- 32番岩下委員。  
(岩下委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は以前からこの農地を耕作しており、譲渡人からの要望もあり、売買となったものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議 長
- 担当推進委員の説明は終わりました。  
審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 1 2 番について担当推進委員の説明を求めます。3 2 番岩下委員。

3 2 番挙手

議 長 3 2 番岩下委員。

3 2 番

(岩下委員) 審議番号 1 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は、現在勤め人ですが、家族で自家野菜を作るそうです。譲渡人は離農ですが、譲受人に、全筆譲り受けるのは大丈夫かと確認したが、10 年もなく退職になるから頑張っていくということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当推進委員の説明は終わりました。

審議番号 1 2 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 2 番は許可といたします。

次に、審議番号 1 3 番について担当推進委員の説明を求めます。1 1 番江藤委員。

1 1 番挙手

議 長 1 1 番江藤委員。

1 1 番

(江藤委員) 審議番号 1 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請土地は、4 月の定例総会で審議承認された農地の一角で、協議の段階でこの 1 8 m<sup>2</sup>が漏れているということでした。2 筆になっていることに気が付き今回申請するものです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号 1 3 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 3 番は許可といたします。

次に、審議番号 1 4 番について担当委員の説明を求めます。2 番師岡委員。

2 番挙手

議 長 2 番師岡委員。

2 番

(師岡委員) 審議番号 1 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人の二人は親子ですが、離農ということです。譲受人は現在も営農しており、相手方の要望によるものです。農地法第 3 条第 2 項には該当しません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はございませんか。

3 8 番挙手

議 長 3 8 番矢野委員

3 8 番

(矢野委員) ありません。

議 長 審議番号 1 4 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 14 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 14 番は許可といたします。

次に、審議番号 15 番について担当委員の説明を求めます。18 番林委員。

18 番挙手

議 長 18 番林委員。

18 番

(林委員) 審議番号 15 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。理由として、譲受人と譲渡人は親子ですが、子である譲受人に管理を任せるようで売買だそうです。贈与かと思いましたが売買だそうです。農地法第 3 条第 2 項には該当しません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はございませんか。

33 番挙手

議 長 33 番熊谷委員

33 番 (熊谷委員) ありません。

議 長 審議番号 15 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 15 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 15 番は許可といたします。

次に、審議番号 16 番について担当委員の説明を求めます。10 番森高委員。

10 番挙手

議 長 10 番森高委員。

10 番

(森高委員) 審議番号 16 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人は高齢のため離農したいそうです。同じ地区出身の譲受人に直接お願いしたそうです。譲受人は規模拡大。現在、柿を 3 町ほど管理しているので問題ないと思います。農地法第 3 条第 2 項には該当しません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

推進委員より補足説明はございませんか。

36 番挙手

議 長 36 番石井委員

36 番 (石井委員) ありません。

議 長 審議番号 16 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 16 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 16 番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15 時 05 分まで休憩します。

14 時 55 分休憩

15 時 05 分再開

- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。  
次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手
- 議 長 事務局。  
事務局 事務局長。  
（川波）議案朗読をもって説明。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番信  
議 長 國委員。  
4番挙手。
- 議 長 4番信國委員。  
4番 （信國委員）審議番号1番について説明いたします。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用者は4月に3条で土地の売買を行っています。イチゴを作るために分からず地上げをしてしまっています。雨水はU字溝を設置し排水溝に排水するそうです。イチゴをハウスで高設栽培するため申請するものです。農地法の運用は農用地区域内にある農地の一時転用に該当します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。  
35番挙手
- 議 長 35番平井委員。  
35番 （平井委員）ここは問題があります。転用者は会社社長で82歳ですが、説明に来たのは息子さんでイチゴを作ることは農業委員会には伝えていたそうです。しかし、吸水口の上に鉄板を敷いて地上げするとは思っていませんでした。ハウスの高さは8mあるそうです。9月中旬には植え付けをしたいため、ハウスを建てないといけないそうです。
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
25番挙手
- 議 長 25番大内田委員。  
25番 （大内田委員）イチゴのハウスは全部自己資金で建てられるのですか。県に補助金の申請などしていないのですか。  
4番 （信國委員）聞いていません。  
17番挙手
- 議 長 17番畑委員。  
17番 （畑委員）イチゴハウスということは、灌水をしないといけないが、ボーリングして灌水施設を作らないとできないと思いますが、ボーリングして井戸を掘る許可は取っているのですか。  
4番 （信國委員）地下水でとるようです。
- 議 長 今回の地上げに対する始末書について、早い段階で地上げしていることに担当地区の委員さん方も気づいていて何も言わなかったのではないですか。  
35番 （平井委員）転用者が買われるときに、水利の役員さんに、ここが売れようとしているけど大丈夫ですかと念を押した。
- 議 長 地上げをしているときに農業委員や推進委員として、事前に止めなくてはいけなかったことです。  
18番挙手
- 議 長 18番林委員。  
18番 （林委員）今の説明では、許可なしで着工しているということですか。本来ならば、許可を受けて着工すべきものです。  
35番挙手

議 長 35番平井委員。  
35番 (平井委員) 地元で説明があるから来てくれと言われ、農業委員会からは何も聞いていなかったが説明を聞きに行った。地元の関係者が7名ほど来てありました。説明があっている時には地上げが始まっていた。農業委員会には息子さんが話に行ったと言っているがどうなっていますか。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (川波) 説明されましたが、事務局としては良いとは言えませんと言っています。  
35番挙手

議 長 35番平井委員。  
35番 (平井委員) 6月5日に県の視察があっています。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (川波) 視察ではなく、県は申請が出されたら現地が分からないので、毎回、市と合同で現地確認を行います。先程、休憩中に見ていただいた動画はその際に撮影しているものです。視察というより現地の確認です。  
35番挙手

議 長 35番平井委員。  
35番 (平井委員) 地上げの後、ボーリングが始まっていた。事務局にはどのように説明があっていたのか。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (川波) 申請書に基づいて、今回の申請は、ハウスを建てるというのではなく、地上げの行為による一時転用の申請であるので、イチゴ苗の育成スペース、ポンプと制御盤の設置位置、などの確認を行っています。

議 長 それでは、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成6 反対10 ですので、審議番号1番は不承認といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。8番田子森委員。  
8番挙手。

議 長 8番田子森委員。  
8番 (田子森委員) 審議番号2番を説明致します。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、乾燥施設と糶摺りの倉庫です。転用の理由は、既存の乾燥施設が古いため、施設の能力も面積に対して足りないことから新設しようとするものです。地上げをしたいということで、周りをL型コンクリートで積み上げて1mくらい上げるそうです。雨水は排水溝があるのでそこに流し、下水は浄化槽を設置するそうです。残りの土地は除外地としたいそうです。参考として、倉庫1棟684㎡、駐車場として4,265.13㎡、農地法の運用は、農用地区域内にある農地の農業用施設用地に該当します。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。残りの農地はどうするんですか。  
事務局挙手。

事務局 (川波) 残りの農地は田として使うものと思っています。聞いてはいないです。  
議 長 その境にL型コンクリートをするのですね。  
事務局 (川波) 農地側との境は、L型ではなく土羽法面で行くそうです。L型は道路水路に接した方に設置し、農地との境は法面となります。

- 議長 他に質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。16ページをお開きください。  
 次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 事務局挙手。
- 議長 事務局。  
 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議長 事務局の説明はおわりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番  
 山内委員。  
 14番挙手。
- 議長 14番山内委員。  
 14番 (山内委員) 審議番号1番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用目的は、自己用住宅で敷地拡張です。転用の理由は、既存住宅は申請地側が狭く不便なため拡張しようとするものです。契約は売買です。参考事項として、既存敷地は411㎡です。農地法の運用は敷地拡張に該当します。農地の区分は第1種農地ではありますが、農用地区域外に該当しています。被害防除として、隣接農地に雨水・土砂が流出しないようにコンクリート擁壁を設置するそうです。転用について特に問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番山内委員。  
 14番挙手
- 議長 14番山内委員。  
 14番 (山内委員) 審議番号2番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用目的は、事務所、露天駐車場及び露天資材置場です。転用の理由は、朝倉市方面の建設工事の業務が増えており、今後も増える予定であることから、資材置場等を整備するものです。参考事項として、事務所がコンテナハウス1棟10㎡、資材置場14㎡、ユンボ1台、ダンプ1台、駐車場3台です。農地法の運用はその他の農地に該当します。農地の区分は第2種農地で農用地区域外となっています。被害防除として、雨水は2ヶ所に溜枘を設置し浄化して道路横の排水溝に流すそうです。特に問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。  
 次の審議番号3番については、私が担当委員になっておりますので、議長を林副会長と交代します。
- 副会長 議長を交代しました。

次に審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。

19番挙手

副会長

19番樋口委員。

19番

(樋口委員) 審議番号3番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については議案書記載のとおりです。転用目的は、共同住宅1棟10戸を建設するためです。農用地区域外の第1種農地ですが、集落接続に該当します。一体開発する宅地が228.06㎡で共同住宅が248.39㎡です。雨水は、道路側溝に流します。雑排水は、下水道がまだありませんので、それまでは合併浄化槽で処理するそうです。ご審議方よろしくお願ひします。

副会長

担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

副会長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

議長を樋口会長と交代します。

議長

議長を交代しました。

以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

(会議終了時刻 15時48分 )